

海外経済要録

米州諸国

◇米国連邦準備制度理事会、81年マネーサプライ等目標値を発表

ボルカー連邦準備制度理事会議長は2月25日、上院銀行委員会において81年のマネーサプライ等目標値(注)を以下のように設定する旨を発表した。同議長は発表にあたり、「インフレ圧力が根強く残っている現況下今後なお通貨および信用の供給を徐々に抑制していくという政策運営スタンスを堅持することが不可欠であり、マネーサプライ目標値もこのような観点から抑制的に設定したものである」旨、強調している。

(注) 当該年第4四半期の前年第4四半期に対する増加率(平残ベース)で示される。

マネーサプライ目標値等		(単位・%)	
	81年の長期目標値	80年の長期目標値	80年実績
M _{1A}	3.0~5.5 (△4.5~△2.0)	3.5~6.0 (2.25~4.75)	6.25 (5.0)
M _{1B}	3.5~6.0 (6.0~8.5)	4.0~6.5 (4.5~7.0)	6.75 (7.75)
M ₂	6.0~9.0	6.0~9.0	9.8
M ₃	6.5~9.5	6.5~9.5	9.9
銀行信用	6.0~9.0	6.0~9.0	7.9

(注) ()内はATSやNOW協定の導入によるマネーサプライ間のシフト分を調整する前の計数。

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

レーガン大統領は2月7日、国庫債務臨時限度額を81年9月30日までの期限付きで、現行の5,351億ドル(80年12月以降設定)から5,850億ドル(永久限度額4,000億ドルを含めた総限度額は9,850億ドル)に引上げる法律に署名した。

◇レーガン大統領、経済再建のための計画を発表

レーガン大統領は2月18日、議会で同政権の経済再建計画(a program for economic recovery)を発表した。本計画においてレーガン大統領は、インフレを抑制しつつ米国経済の再建を図るためには、①歳出削減および各種節約努力による財政収支の改善、②個人および企業減税の実施による貯蓄・投資インセンティブの確保、③連邦政府諸規制の緩和、④安定的な金融政策の実施が必要

であることを改めて強調、特に歳出削減および減税をパッケージとして実現できるよう議会の協力を求めた。同計画の骨子は次のとおり。

1. 財政政策

財政政策については、次のようにかねてより公約してきた歳出の大幅削減と個人、企業減税が一体となった政策を打出している。

(1) 歳出削減

歳出削減については、①歳出の優先順位の転換、②優先順位の低い項目の大幅削減、③歳出全体の伸び率引下げの3点を大きな基準として挙げ、国防関連支出および老人、失業者、貧困者等弱者に対する優先順位の高い政策的支出以外は、全面的な歳出項目の見直しを行い、84年度には財政収支の均衡化を図ることとしている(また歳出の伸びもこうした歳出削減努力により近年における平均16%から今後は同7%程度に抑制)。

(2) 減税

減税については、大幅な個人所得税減税および企業投資減税を実施する。この減税は勤労意欲の向上、貯蓄の増強、企業投資の促進、生産性の向上、経済の拡大につながるものであり、結果的には歳入の増大をもたらす効果があると見込まれている。この減税内容を具体的にみれば次のとおり(第1表参照)

イ. 個人所得税減税……本措置は本年7月1日以降3年にわたり毎年10%ずつ(3か年で30%)税率の引下げを行い(81年7月、82年7月、83年7月に各10%引下げ)、最終的には所得税率のレンジを現行の14~70%から10~50%に引下げること内容としたもので、減税額としてはかなり大幅なものとなっている。

ロ. 企業投資減税……本措置は以下の区分に従い、投資資産の減価償却期間を単純・短縮化(いわゆる“10-5-3”方式の採用)する一方、投資税額控除の引上げないし最高投資税額控除(10%)の適用を81年1月1日以降から遡及して実施するもの(ただし、80年12月31日以降に取得ないし設定した資産が対象)。

① 乗用車、軽トラック、開発関連投資……償却期間を3年に短縮すると同時に、投資税額控除の比率を引上げ(3.25→6.00%へ)。

② その他機械、設備……償却期間を5年に短縮すると同時に、最高投資税額控除(10%)を適用。

③ 工場、店舗、倉庫……償却期間を10年に短縮すると同時に、最高投資税額控除(10%)を適用。

(第1表)

レーガン大統領の財政収支見通し

(単位・億ドル)

		1980年度 (実績)	81 (見込み)	82 (見通し)	83 (見通し)	84 (見通し)	85 (見通し)	86 (見通し)
歳 出	現行予算案	—	6,591	7,369	8,128	8,760	9,616	10,359
	歳出削減額(△)	—	△ 44	△ 414	△ 797	△ 1,044	△ 1,176	△ 1,238
	歳出計	5,796	6,547	6,955	7,331	7,716	8,440	9,121
	前年度比(%)	+ 17.4	+ 13.0	+ 6.2	+ 5.4	+ 5.3	+ 9.4	+ 8.1
歳 入	現行予算案	—	6,090	7,024	8,076	9,172	10,332	11,598
	減税額(△)	—	△ 89	△ 539	△ 1,000	△ 1,481	△ 1,857	△ 2,217
	うち個人所得減税	—	△ 64	△ 442	△ 814	△ 1,181	△ 1,415	△ 1,624
	企業投資減税	—	△ 25	△ 97	△ 186	△ 300	△ 442	△ 593
	手数料引上げ	—	—	20	26	30	35	39
	歳入計	5,200	6,002	6,505	7,102	7,721	8,509	9,421
前年度比(%)	+ 11.6	+ 15.4	+ 8.4	+ 9.2	+ 8.7	+ 10.2	+ 10.7	
収支じり		△ 596	△ 545	△ 450	△ 229	5	69	299

(参考) 対名目GNP比率(%)

		1980年度 (実績)	81 (見込み)	82 (見通し)	83 (見通し)	84 (見通し)	85 (見通し)	86 (見通し)
歳	出	22.6	23.0	21.8	20.4	19.3	19.2	19.0
歳	入	20.3	21.1	20.4	19.7	19.3	19.3	19.6

以上が、いわゆる“10-5-3”方式であるが、このほか建造物に対しても、非居住用建造物、低所得者向け住宅は15年、その他賃貸住宅は18年の償却制度を導入。

2. 金融政策

金融政策については、インフレ抑制策としてのマネーサプライ・コントロールの必要性を支持すると同時に、連銀の独立性を十分尊重するなどの点を強調しているのが特徴である。

- (1) 連邦準備制度理事会(FRB)の独立性について……FRBは政府から独立した機関として金融政策に責任を有している点、十分尊重する。
- (2) FRBとの協調について……政府はFRBと経済政策全般にわたり、定期協議を実施するほか、財政政策面からの全面的な協力を惜まず、FRBとの協調関係を維持していく。
- (3) 金融政策について……政府の経済計画を達成するうえで、一貫した金融政策を採用しなければなら

い。通貨と信用の伸び率を抑制し、インフレ的でない経済成長を実現させることが必要と考えており、具体的には、86年までに通貨供給量の伸びを現在の伸び率の半分にまで抑制することを期待している。

3. 政府諸規制の緩和

政府諸規制については、行過ぎれば経済成長を阻害し、インフレ圧力を生むとの判断に基づき、政府諸規制に伴うコスト負担を軽減するため、これまで次のような措置を発表。

- イ. ブッシュ副大統領を座長とした閣僚級7委員からなる政府規制再検討作業班の設置(1月22日発表)。
 - ロ. 国内産原油の価格規制の即時撤廃(1月28日発表)。
 - ハ. 賃金・物価安定協議会および賃金・物価ガイドラインの廃止(1月29日発表)。
 - ニ. 安全・環境等各規制の新規発令を60日間延期(1月29日発表)。
- 今後さらに作業班を中心としてすべての連邦規制法を

洗いなおし、特に連邦政府規制手続きの改善、文書作業の削減を重点的に図っていくこととする。

4. 政府の経済見通し(第2表)

レーガン大統領は、これらの諸提案が議会で承認されれば、①インフレ率の低下、②政府諸規制緩和による非生産的負担の軽減、③納税者の税負担の軽減、④個人、企業の意思決定に対する連邦政府介入の減少、⑤政府の借入減少による金利の低下、⑥投資と生産性の増大による実質所得の増大といった目覚ましい改善がもたらされ、経済は活力を、人々は自信を取り戻し、米国固有の企業意欲、創造力が回復することになろうと述べている。

具体的にみると、景気動向については、実質GNP成長率(年平均前年比)は81年+1.1%のあと、82年+4.2%、83年+5.0%と高成長を示す一方、物価(消費者物価上昇率<年平均>)は81年+11.1%のあと、82年+8.3%、83年+6.2%と急速な改善が見込まれている。

(第2表)

米 国 経 済 の 中 期 展 望

(単位・%)

暦 年	80年 (実績)	81年 (見通)	82年 (見通)	83年 (見通)	84年 (見通)	85年 (見通)	86年 (見通)
名目GNP 年平均前年比	8.9	11.1	12.8	12.4	10.8	9.8	9.3
実質GNP 年平均前年比	△0.1	1.1	4.2	5.0	4.5	4.2	4.2
失業率年平均	7.2	7.8	7.2	6.6	6.4	6.0	5.6
C P I 年平均前年比	13.5	11.1	8.3	6.2	5.5	4.7	4.2

◇米国、クライスラー社に対する政府の追加融資保証実施

経営危機に直面しているクライスラー社(米国第3位の自動車メーカー)に対する連邦政府の融資保証の運営機関である融資保証委員会(Loan Guarantee Board)は、2月27日、「クライスラー社救済法」(55年1月号「要録」参照)に基づき、4億ドルの追加融資保証を承認した(こうした融資保証措置は、昨年6月の5億ドル、7月の3億ドルに次ぎ3回目。この結果、クライスラー社は同社救済法で認められた融資保証総額15億ドルのうち12億ドルの融資保証を受けたことになる)。これを受け同社は即日、4億ドルの連邦政府保証付社債を発行、このため同社の資金事情は危機的状況から一応脱することとな

た。なお、今回発行分の条件は次のとおり。

総 額	4億ドル
償 還 期 間	10年
表 面 利 率	14.9%
発 行 価 格	98%
応募者利回り	15.31%

◇カナダ、マネーサプライの増加率目標値を引下げ

カナダ銀行は2月13日、マネーサプライ(M₁=現金+特許銀行要求預金)の増加率目標値をこれまでの年率+5~+9%(79年12月発表、79年4~6月の平均残高を基準)から今後+4~+8%(80年8~10月の平均残高を基準)に引下げる旨を発表した。

今回の目標値引下げにあたり同行は要旨次のような談話を発表した。

「本措置は、物価上昇率を漸次引下げるためマネーサプライ増加率を徐々に引下げるというかねてからのカナダ銀行の長期的な政策に沿ったものである。従来のM₁増加率と名目GNP成長率の相関関係からみると、新目標値は名目GNP成長率に比べ低い水準にとどめられているが、現在のような状況下においてマネーサプライ政策がインフレ抑制の効果をあげ得るためには、マネーサプライ増加目標値は相対的に低めに設定される必要がある。カナダ銀行は、物価上昇率を漸次低下させ得る範囲内で可能な限り雇用および生産を拡大させるためのマネーサプライの供給を今後とも行っていく方針である。」

欧 州 諸 国

◇E C、新オイル・ファシリティを創設

E C蔵相理事会は2月16日、昨秋来検討を進めてきた新オイル・ファシリティの創設に関する規約を承認した。新ファシリティは、第2次オイル・ショックの発生に伴う加盟国の国際収支赤字拡大に対処するため、旧ファシリティ(1975年1月発足、49年11月号および51年4月号「要録」参照)にかわる制度として設立される。

新ファシリティの概要は以下のとおり。

- (1) 資金調達方法……E C自体を債務者とし、E C委員会が起債または借入契約を締結(従来どおり)。
- (2) 資金調達先……国際資本市場における起債または産油国等第三国ないし金融機関からの直接借入(従来どおり)。
- (3) 資金調達額……元本60億E C U(約70億ドル)以内

(従来は元本20億ドル<利子を含め30億ドル>以内)。

- (4) 資金調達条件……期間は5年以上。具体的な期間、利率等については資金調達のつど理事会が決定(従来どおり)。また、債務保証はECがEC予算に基づき実施(従来は加盟各国も共同で保証)。

なお、ファシリティの供与はこれに対応する資金調達と同一通貨建(ECU建とすることも可)で行い、元本償還日、利子支払い日についても調達条件と一致させる。

- (5) ファシリティ利用条件……石油価格上昇の直接・間接の影響により国際収支が大幅赤字となった場合(従来は「直接の影響」による場合のみに限定)、理事会の全員一致の承認を経て利用が認められる。

利用国は、容認し得る水準まで国際収支赤字を縮小するよう求められる(従来は国際収支の均衡化そのものが目標)とともに、理事会が決定する経済政策の実施を義務づけられる。なお、利用条件の遵守状況をながめてファシリティを分割供与することもあり得る(従来は一括供与)。

- (7) その他……理事会および欧州議会は、新ファシリティ発足より5年後に本規定の見直しを行う。

◇西ドイツ政府、1971年年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府は1月28日、恒例の年次経済報告を閣議決定し発表した。

同報告の要旨は次のとおり。

- (1) 1981年の国内景気は、石油価格上昇によるデフレ効果の浸透に伴う内外需の不振から後退を続けた後、在庫投資、輸出、さらには個人消費と住宅投資の持ち直しから、年内には緩やかな回復に向かうものとみられる。景気の底入れが早ければ、本年の実質経済成長率はゼロ、遅ければ△1%程度の落込みとなろう(80年+1.8%)。

もっとも、第1次石油危機後の74、75年当時と比べれば、企業収益の悪化がさほど大きくなく、また省エネ投資が旺盛なこともあって設備投資全体の落込みが小幅にとどまるものとみられることから、景気の基調

は依然底固く、リセッションに陥るおそれはない。

- (2) 雇用手数では、景気後退に伴い雇用手数のある程度の減少が避けられない一方で、出生率の高い世代が労働市場へ引続き参入することを主因に求職者数が10~15万人増加するため、81年平均失業者数は約120万人に達しよう(80年同90万人弱)。

- (3) 物価面では、80年秋以降、エネルギー価格の上昇やマルク相場下落による輸入物価上昇の影響が生産者物価や消費者物価に漸次波及してきているが、マルク安が一時的なものにとどまり、かつ国内での価格形成が穏当なものとなれば、81年平均消費者物価上昇率は+4.5%程度となろう(80年同+5.5%)。

- (4) 一方、経常収支は、輸出余力の増大、競争力の強化等から、世界貿易の伸びを上回る輸出の伸びが見込まれるものの、依然として石油代金支払いの負担が大き(石油収支赤字650~700億マルク、80年同580億マルク)、約220~250億マルクの赤字となろう(80年同281億マルク)。

- (5) このように、81年の西ドイツ経済は、「経済安定・成長促進法」に謳われている諸目標(経済成長、物価安定、完全雇用、国際収支均衡)について、その達成がますます困難な年となることが予想される。こうした状況を克服するためには、諸外国を凌駕する物価安定の確保、民間投資環境の改善ならびにエネルギー節約の促進が必要であり、そのためには、あらゆる経済主体の努力が不可欠である。経常収支の赤字も、こうした過程を通じて初めてその段階的縮小が可能となろう。

◇ブンデスバンク、ロンバート貸付の停止等を決定

1. ブンデスバンクは、2月19日の定例中央銀行理事会において、次の措置を決定した。

- (1) 金融機関に対するロンバート貸付は、2月20日以降追って通告するまで、原則として認めない。
- (2) これに代えて新たに特別ロンバート貸付制度(注)を設ける。同貸付レートは日々変動しうるものとする。同貸付の実施および停止は、同貸付レートと同様その都度公告する。

(注) 同様制度による貸付は、1973年11月26日~1974年1月11日、1974年3月14日~4月7日、同年5月28日~7月3日の期間に実施された経緯がある。

- (3) ブンデスバンクが特別ロンバート貸付を実行するまでの間に、金融機関の州中央銀行における当座預金勘定が営業時間終了時に偶々赤残となった場合には、従来のロンバート貸付の利用を認める。ただし、翌営業

日にはこれを返済させるものとする。

(4) 対外経済法施行令第52条に基づきブンデスバンクの要許可事項となっている非居住者による国内確定利付債の取得につき、残存期間1年以内のものについてもその取得を認める扱いとする(従来の扱いについては55年11月号「要録」参照)。

2. 理事会終了後の記者会見において、ペール総裁は、本措置の趣旨等につき要旨以下のとおり説明した。

(1) 本日の政策決定は、ドイツ・マルクの内外価値防衛のためあらゆる努力を払うとのブンデスバンクの断固たる決意を示したものである。ロンバート貸付の一時停止は、金融引締めを強化を意味しており、現在の景気・雇用情勢を考慮すれば容易ならざることではあるが、西ドイツが置かれている異例に厳しい対外経済環境の下では不可避の措置である。

(2) ロンバート貸付の停止は、金融機関がもはや中央銀行信用に無制限に頼ることができなくなったことを意味している。銀行流動性をいかなるかたち、いかなる条件で供給するかは、完全にブンデスバンクのイニシアチブにゆだねられることとなるが、今後ブンデスバンクは、債券オペ、為替スワップあるいは特別な状況の下では、短期かついつでも停止可能な特別ロンバート貸付により流動性を供給することとなる。今回の新政策の長所は、為替・金融・資本市場とりわけ為替市場の動向に機敏に対応できる点にあり、ブンデスバンクの政策の機動性が従来になく高まったといえる。

(3) こうした政策運営の結果、市場金利は上昇しようが、これは、大幅経常収支赤字およびこれを映じたマルク相場の下落という状況の下では不可避の帰結であり、金融引締め政策による以外マルク価値に対する信認を維持する方法はない。

(4) もちろん、マルクの内外価値防衛のためには、金融政策のみでは不十分であり、財政・賃金・エネルギー政策等の寄与が不可欠である。本年の財政赤字は、景気後退の結果おそらくさらに拡大しようし、財政面からの景気テコ入れ策は、中期的にみて対外経済面の問題の根をさらに深くするばかりである。また、現在進行中の賃金交渉は、企業収益、設備投資、ひいては雇用動向にとって重大なかぎを握っている。さらに、エネルギー政策の面でも、例えば原子力エネルギーを拒絶するといったぜい沢はもはや許されない。

◇フランス、貿易収支対策を発表

フランス貿易省は、2月19日、貿易収支が引続き悪化している現状(注)にかんがみ、以下のような貿易収支対

策を決定した。

(注) 80年の貿易収支赤字額(原計数)604億フラン、81年1月同84億フラン(月間としては既往最高)。

(1) 国際競争力監視制度(L'observatoire de la concurrence internationale)の創設……貿易省内に大臣直属の監視官を任命し、収支不均衡の著しい米国、日本、西ドイツの対仏輸出攻勢を監視するほか、将来輸出市場として取引拡大が期待されるインドネシア、メキシコについてのマーケティングや輸出拡大戦略の企画等を行う(上記5か国は特に目標国<pays cibles>と呼ばれる)。

(2) 貿易振興地方委員会(comités régionaux du commerce extérieur)の創設……リヨン、ボルドー、レンヌに貿易振興のための委員会を創設し、地方の輸出産業育成に努力する。また、本年後半には各県に貿易専門官(conseiller commercial)を配置の予定。

(3) 国際入札に対する金融援助……中小輸出業者に対し国際入札のための調査費、参加費として総わく20百万フランの低利融資を行う。

◇英蘭銀行、準備資産比率規制上の最低準備率を一時引下げ

1. 英蘭銀行は、2月24日、銀行および割賦販売金融会社を対象とする準備資産比率規制(Reserve Assets Ratio)上の最低準備率(注)を、3月2日から10日までの間、一時的に10%から8%へ引下げる旨を発表した。

(注) 同比率は、本規制実施(1971年9月)以降12.5%(割賦販売金融会社は原則として10%)のまま据置かれていたが、本年1月5日以降10%へ引下げられている(2月号「要録」参照)。

2. 本措置につき、英蘭銀行では、「3月2日の石油収入税の納期(約15億ポンド)到来に伴い、金融機関の準備ポジションに一時的にかなりの圧迫が加わることが予想されるため、これを軽減することをねらいとしたものである」と説明している。

◇英国、英ポンドの実効レートの算出方式を変更

英国大蔵省、英蘭銀行は、IMFの多国間貿易モデルがこのほど改訂されたことに伴い、英ポンドの実効レートの算出方式を下記の要領で変更、2月2日から実施した。なお、前回の変更は1977年3月に行われている(52年4月号「要録」参照)。

1. 算定に用いられる通貨の縮小

算定に用いられる通貨は、従来21通貨であったが、このうち香港ドル、ニュー台湾ドル、ユーゴスラビア・ディナールの3通貨を対象からはずし、次の18通貨へと縮

小。

オーストリア・シリング、ベルギー・フラン、カナダ・ドル、デンマーク・クローネ、フランス・フラン、ドイツ・マルク、イタリア・リラ、日本円、オランダ・ギルダー、ノルウェー・クローネ、スウェーデン・クローナ、スイス・フラン、英ポンド*、米ドル、オーストラリア・ドル、フィンランド・マルカ、アイルランド・ポンド、スペイン・ペセタ。

* 英ポンドは各国通貨の対英ポンド相場を求めするために使用。

2. 各通貨のウエイトの変更

実効レートを計算する場合の各通貨別ウエイト(各国通貨の対英ポンド相場<1ポンド当り各国通貨額で表示>の1%の変化が英国と当該国との貿易収支に及ぼす影響を示す)を72年ベースから77年ベースに変更。なお、同ウエイトは当該年のOECD外国貿易統計額を用いてIMFの多国間モデルにより算出。この結果、各通貨別のウエイトは次のように変更。

オーストリア・シリング 0.0137→0.0100、ベルギー・フラン 0.0355→0.0404、カナダ・ドル 0.0240→0.0151、デンマーク・クローネ 0.0078→0.0109、フランス・フラン 0.1160→0.1039、ドイツ・マルク 0.1314→0.1408、イタリア・リラ 0.0566→0.0718、日本円 0.1150→0.1367、オランダ・ギルダー 0.0272→0.0480、ノルウェー・クローネ 0.0086→0.0211、スウェーデン・クローナ 0.0258→0.0373、スイス・フラン 0.0393→0.0300、米ドル 0.3277→0.2463、オーストラリア・ドル 0.0212→0.0199、フィンランド・マルカ 0.0061→0.0085、アイルランド・ポンド 0.0097→0.0405、スペイン・ペセタ 0.0163→0.0186。なお、香港ドル、ニュー台湾ドル、ユーゴスラビア・ディナールのこれまでのウエイトは、各々 0.0057、0.0052、0.0071。

3. 基準時点の変更

英ポンドの実効レートは、従来は71年12月18日のレート(スミソニアン・レート)を基準(=100)としていたが、英国の各経済指標、IMFの実効レートの基準に合わせるため、これを75年平均(=100)に変更。

◇イタリア銀行、市中金融機関に対する貸出規制を強化

1. イタリア銀行は1月31日、3月末に期限切れとなる市中金融機関に対する現行貸出規制(55年7月号「要録」参照)を本年12月末まで延長するとともに、その規制内容を一段と強化する旨を発表した。今次措置の概要は以下のとおり(対象金融機関は従来どおり)。

(1) 規制対象貸出の拡大

規制対象を従来のリラ建大口貸出(1件につき1.3億

リラ以上)からすべてのリラ建貸出および短期の外貨建貸出(輸出信用を除く)に拡大する。

(2) 貸出規制わく

① リラ建貸出については、毎月末の貸出残高を以下の80年12月末残高比増加率以内に抑える(規制わくを超過した場合の罰則措置については従来どおり)。

4月末+2%	7月末+6%	10月末+8%
5月+1%	8月+6%	11月+7%
6月+3%	9月+5%	12月+12%

② 短期の外貨建貸出については、本年3月以降、毎月末の同貸出残高を80年12月末残高比純増ゼロに抑える。本貸出わくを1%以上超過した場合は、超過額の50%相当額をリラ建でイタリア銀行に無利子で預入(80年12月31日の為替レートにて換算)する罰則義務を負う。

2. 本措置につきイタリア銀行では、「今次措置は最近における物価の騰勢持続、国際収支の不均衡拡大、リラ相場下落に対処するためとられたものであるが、規制の強化に踏み切ったのは、貸出規制わく超過に対する罰則措置の導入にもかかわらず、規制対象外貸出の著増(規制対象外のリラ建貸出、前年比+30%<リラ建総貸出、同+20%>、外貨建貸出、同+156%)により引締め効果がしり抜けとなっている点を考慮したためである」と述べている。

◇イタリア、債券強制保有制度を延長

イタリアの信用貯蓄閣僚審議会は2月2日、債券強制保有制度を延長し、81年上期中の市中金融機関(商業銀行、貯蓄銀行および第1種動産抵当銀行)を対象とする債券強制保有率を80年下期中と同率とする旨を発表した。

この結果、市中金融機関は、80年12月~81年5月の6ヵ月間における対象預金(一般金融機関名義の当座預金を除くすべてのリラ建預金)増加額の6.5%相当額を、81年上期中に農業改善債および抵当証券の購入に充当(うち、農業改善債については最低2%相当額を充当)することを義務づけられる。

◇スイス中央銀行、公定歩合引上げを決定

1. スイス中央銀行は、2月19日、手形割引歩合(3.5→4.0%)、ロンバート貸付レート(4.5→5.5%)をそれぞれ引上げ、2月20日から実施する旨決定した。同行の公定歩合引上げは、2月3日(2月号「要録」参照)に続き本年2回目のもの。

2. 同行では、本措置の趣旨等につき以下のとおりコメントしている。

「2月3日の公定歩合引上げ後もスイス・フランの下落傾向は改まらず、物価も予想外に根強い騰勢を持續しているため、こうしたスイス・フランの内外価値の引続く動揺に対し最も正当な政策措置をとることが必要であると判断した。」

◇オランダ銀行、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は、3月2日、基準割引歩合を1%引上げて9.0%とし、3日より実施する旨発表した(担保貸付歩合<9.0→10.0%>、約束手形割引歩合<9.5→10.5%>もそれぞれ1%引上げ)。同行の公定歩合は、昨年5月にピーク(10.0%)をつけた後、同年6月以降4回にわたり引下げられていた(引下げ幅計2%、最終引下げ昨年10月21日8.5→8.0%)。
2. 本措置に関しオランダ銀行では、「このところの海外金利の上昇およびこれに伴うオランダ・ギルダーの対ドイツ・マルク相場下落に対処したものである」と説明している。

◇オーストリア中央銀行、市中貸出規制を廃止

1. オーストリア中央銀行は、3月4日の理事会において、1977年以降実施してきた金融機関の総貸出残高規制(注)を2月末限りで廃止(ただし個人向け貸出については規制を存続)することを決定した。

(注) 同行は、1977年6月7日、貸出残高増加率が月1.1%を超える銀行に対して中央銀行貸出を認めない旨決定(52年7月号「要録」参照)。

2. オーストリア中央銀行では、今回の決定の趣旨等につき以下のとおりコメントしている。

「1977年以降実施してきた当該規制により、金融構造にゆがみが生じてきたため、今回これを廃止することとした。個人向け貸出に対する残高規制を存続させることから明らかなおお、今回の決定は、現在行っている安定化政策の変更を意味するものではない。今後経済情勢いかに必要となれば、直ちに当該規制を再導入する意向である。」

◇スペイン、新内閣成立

スペインでは、1月下旬にスアレス前首相が辞任(注)したあとを受け、カルロス国王より次期首班に指名されたソテロ前副首相が中心となって組閣作業を進めていたが、2月26日に至り、与党民主中道連合(UCD)による少数単独政権が成立、27日の議会信認を経て正式に発足した。

新内閣の顔振れをみると、全16閣僚ポストのうち15が

前政権の閣僚によって占められるなど新味に乏しいものの、今次組閣中に軍部右派によるクーデター未遂事件が発生したことが影響し、1930年代末の内戦以後初めて完全な文民政権が誕生することとなった。主要閣僚は以下のとおり。

首	相 Leopoldo Calvo Sotelo	(前副首相)
外	相 José Pedro Perez Llorca	(留任)
蔵	相 Jaime Garcia Añoveros	(〃)
経済	相 Juan Antonio Garcia Diez	(〃)
工業	相 Ignacio Bayon Marine	(〃)
地方	相 Rodolfo Martin Villa	(〃)

(注) スアレス前首相は1月29日、経済政策運営、地方自治問題、テロ対策等に関する与野党間の意見調整が困難であることを理由に辞意を表明。

◇ノルウェー、ブラントランド内閣成立

ノルウェーでは、「健康上の理由」から2月4日辞任したノルドリ前首相(労働党)の後を受けて、同日、ブラントランド女史(同党)が首相に就任、新内閣が成立した。なお、女性首相はノルウェー史上初めて。

新内閣の主要閣僚は次のとおり。

首	相 Gro Harlem Brundtland
外	相 Knut Frydenlund
蔵	相 Ulf Sand
工業	相 Finn Kristensen
商務	相 Kari Gjesteby
消費	相 Sissel Rønbeck
エネルギー	相 Arvid Johanson

◇スウェーデン、公定歩合の引上げ等を発表

1. スウェーデン中央銀行は、1月20日、公定歩合の引上げを含む次のような金融引締め措置を発表した。

(1) 公定歩合引上げ(注)(10→12%、21日実施)。

(注) 同国の公定歩合変更は、80年1月18日の1%引上げ(9→10%、55年2月号「要録」参照)に続くものであり、今次引上げにより、既往ピーク水準(従来10%)を更新。

(2) 一定水準(注)を超える中央銀行借入に適用される罰則金利の引上げ(13→17%、21日実施)。

(注) 自己資本の50%。

(3) 商業銀行の現金準備率(cash reserve requirements)を上げる(2→4%)とともに、貯蓄銀行等に新たに

1%の現金準備率を設定(26日実施)。

- (4) 銀行の平均貸出金利に設定される上限の引上げ(公定歩合 +3.8%→公定歩合 +4%)。
- (5) 住宅貸付金利の引上げを容認(12→13.5%)。
- (6) 銀行貸出の伸び率を年率6%から5%へ引下げたため、政府に対し銀行の貸出増加額を規制するよう提案。

2. 本措置につきスウェーデン中央銀行では、「国際収支の悪化および財政赤字の増大が今後とも見込まれることから、ここで厳しい金融引締め措置を実施し、金利水準の引上げを図るとともに、国内流動性増大を防止することが適当と判断したため」と説明している。

◇スウェーデン、流動性比率を引上げ

スウェーデン中央銀行は2月19日、金融機関に適用される流動性比率を1%引上げ、3大銀行(Posta-och Kreditbanken, Skandinaviska Enskilda Banken, Svenska Handelsbanken)については42%、その他の商業銀行については36%、貯蓄銀行等については33%とし、3月1日から実施する旨発表した(前回の引上げは昨年11月1日<55年11月号「要録」参照>)。なお、本措置についてスウェーデン中央銀行では、「基本的には1月20日に発表した公定歩合引上げ(10→12%)を含む金融引締め措置の一環であるが、2月は納税期にあたることもあって、季節的に資金不足となるため、かかる季節要因がなくなる3月まで実施を見合わせていたもの」と説明している。

ア ジ ア 諸 国

◇韓国、外国人の対韓証券投資を段階的に自由化

韓国政府は、これまで株式売却益の海外送金を原則禁止する等外国人の同国企業に対する証券投資を規制してきたが、貿易、外国為替等経済各分野における自由化の趨勢にかんがみ、このほど(1月14日)外国人に対しても国内証券市場を段階的に開放していく旨発表した。今次措置のねらいとしては、同国の外資調達経路を多様化することのほか、同国企業の対外知名度の向上を図ることによりこれら企業の海外進出基盤を整備していくことなどが挙げられている。対外自由化の段取りは次のとおり。

第1段階(81~84年)……国際投資信託制度を導入して外国人がそれを通じて間接的に韓国の証券市場に参加できるようにする。なお、国際投資信託については、①韓国の投信会社が外国人専用の受益証券を発行し、これ

を外国仲介機関を通じて外国人投資家に販売する、②外国の証券会社との合弁で海外に委託会社を設立し、その中に韓国の上場株式を主要投資対象とする「韓国ファンド」を設けさせ、同ファンドの受益証券を外国人投資家に販売する、の2案が検討されている。

第2段階(85年ごろ)……外国人の直接的な証券投資を制限付きで認可する。

第3段階(80年代後半)……外国人の本格的な証券投資を認めるほか、国内証券の海外での発行も開始する。

第4段階(90年代前半)……証券市場を完全自由化する。

◇台湾、石油製品価格等を引上げ

台湾当局は2月12日石油製品価格を平均9.8%引上げた。同国ではすでに昨年9月同製品価格を平均10.8%引上げたが、その後も原油輸入代金の高騰が続き石油精製会社のコスト負担が増加してきたため今回の措置に踏み切ったもの。一方、これに伴い電力料金や鉄道、バス等交通料金も引上げられた。

引上げ幅は次のとおり

(1) 石油製品価格の引上げ

ガソリン(レギュラー)	: 25→27元/リットル
灯油	: 13→14.5元/リットル
軽油	: 12→13.5元/リットル
重油	: 6,800→7,600元/キロリットル

(2) 電力料金の引上げ(平均引上げ率7.79%、2月15日実施)

一般家庭用	: 9.73%
営業用	: 6.9%
工業用	: 7.5%

(3) 交通料金の引上げ(2月15日実施)

鉄道運賃	: 5.8%
バス	: 4.23%

◇インド、6.8億ドルのシ・ローン契約を締結

インド国有アルミニウム会社は2月27日、国際シンジケート団との間で総額6.8億ドルにのぼる大型シンジケート・ローンの借入契約を行った。

借入条件等は次のとおり。

金額	6.8億ドル(全額インド政府の保証付き)
期間	10年(うち据置き期間5年)
金利	LIBOR + 1/2% (当初4年間) LIBOR + 5/8% (4年超満期まで)
借入先	主幹事行4行(Banque Nationale de Paris,

Société Générale, Bank of America, State Bank of India)のほか44行(邦銀は、東銀、三井、三和、住友、埼玉、横浜、安田信託、住友信託の8行)

当該資金はアジア地域での単一のシンジケート・ローンとしては既往最高額となっている。インドがこうした高額シ・ローン借入に成功した理由としては、同国ではこれまで主として公的資金(国際機関借入、2国間政府開発援助等)に依存してきたため、民間借入の残高が今のところ僅少であること、石油、鉄鉱石等の資源保有国であること、さらに今回融資対象となったアルミニウム・プロジェクト(総工費約12億ドル)がフランス政府の制度金融の対象となっていること(フランス政府輸出保険局が5億ドルの資金供与を約束)、などが挙げられている。

共産圏諸国

◇ソ連、第11次5か年計画を決定

ソ連では2月23日から3月3日まで開催された第26回共産党大会において第10次5か年計画(1976~80年)実績および第11次5か年計画(1981~85年)草案が報告・承認された。その要点は次のとおり。

1. 第10次5か年計画の実績

(1) 鉱工業総生産は、生産財が期中平均で年率+4.7%(計画同+6.7%)、消費財が同+3.7%(計画同+5.7%)といずれも計画を大幅に下回り、その結果総合でも同+4.5%と計画(同+6.3%)を1.8%ポイントも下回る不振に終わった。

(2) 農業部門は、主力の穀物ではじめて年産平均200百万トンを超える205百万トンを記録したものの、79、80年の2年続きの不作が響いて計画(220百万トン)対比では大幅未達となった。この結果、総生産でも期中平均年率+0.7%と計画(同+3.0%)を大幅に下回った。

(3) こうした工業、農業両面での生産不振を映じて、国民所得は期中平均年率+3.7%と計画(同+4.7%)を1.0%ポイントも下回る結果となった。

(4) その他国民生活関連指標をみても1人当り実質所得、平均賃金、小売売上高の伸び率等はいずれも計画未達となった。

2. 第11次5か年計画の特徴点

(1) 第10次5か年計画が大幅未達に終わったことから、新計画では国民所得(期中平均年率+3.4~+3.7%)をはじめすべての項目につき極めて低い目標を設定。また、第10次5か年計画の課題であった「質と効率の向上」を引続き追求していくのに加え、「資源の節約」を新たな主要課題として追加。

(2) 鉱工業総生産は期中平均年率+4.7~+5.1%と計画としては戦後最低の伸び率に設定。こうしたなかで、民生重視の政策から消費財生産を同+4.9~+5.2%と生産財生目標(同+4.7~+5.1%)より若干高めに設定。

(3) エネルギー部門では、石油代替エネルギーとして天然ガスの増産(具体的には西側協力によるヤンブルグカスパイプラインプロジェクトの建設)を最重要課題として掲げ、85年度生産目標を80年度比+38~+47%と意欲的に設定。

(4) 農業部門は、主力の穀物で平均年産238~243百万トンと極めて高めの目標を設定、全体でみても期中平均年率+2.3~+2.7%となっている。また、こうした計画を達成するための政策としては、引続き土地改良、肥料増産、機械化等に対する投資を継続していくことのほか、自留地経営の規制緩和や奨励金制度の創設等競争促進的な措置も新たに打出している。

ソ連の主要経済指標

(単位・期中平均伸び率・%)

	第10次 5か年 計 画	同実績	第11次 5か年 計 画
国 民 所 得	4.7	3.7	3.4~3.7
鉱 工 業 総 生 産	6.3	4.5	4.7~5.1
うち 生 産 財	6.7	4.7	4.7~5.1
消 費 財	5.7	3.7	4.9~5.2
農 業 総 生 産	3.0	0.7	2.3~2.7
(注) うち穀物生産(100万トン)	220	205	238~243
総 投 資	4.7	3.0	2.3~2.8
工 業 労 働 生 産 性	5.5	3.2	4.3~4.6
国民1人当り実質所得	3.9	3.3	3.0~3.4
労働者・職員の(名) 月 平 均 賃 金(目)	3.2	2.9	2.5~3.0
小 売 売 上 高	5.2	4.5	4.1~4.6

(注) 5か年間の平均収獲高。